

簡易水道への接続について

町では安全・安心な水を住民の皆様幅広くお届けするため、「水道事業基本計画」に基づき拡張工事を実施し、給水区域を計画的に広げています。給水区域の方で、まだつなぎ込みがお済みでない方は、お早めに町指定の「指定工事店」で接続していただきますようお願いいたします。なお、水道料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。

農業集落排水事業について

■使用料について

農業集落排水の使用料は、施設の維持管理に必要な経費を利用者の皆さんにお支払いいただいておりますので、納期限内にお支払いください。

■使用料減免について

町の条例において生活保護法の規定による保護を受ける方など、一定の要件に該当する方に対し、使用者の申請により減免となる場合がありますので、申請を希望される方は、下記までご相談ください。

接続のお願い

農業集落排水事業実施地域の八ツ並・吉岡、土佐井地区において、まだ接続がお済みでない方は、できるだけお早めに町指定の「指定工事店」により接続をお願いします。

令和5年度 生活用水給水施設補助金のお知らせ

生活用水給水施設(井戸、ポーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行います。

補助対象地域	簡易水道の給水区域以外の地域 (給水区域:矢方、尻高を除く旧新吉富地区全域、土佐井の一部、下唐原の一部、原井の一部)	
補助対象者	次のすべての条件を満たす方。 ・町税に滞納のない方 ・居住の目的で取水施設などを設置する方 ※他人の土地に取水施設を設置する場合は土地所有者の承諾が必要です。	
補助金対象工事など	【新たに取水施設を設置する場合】	【既に取水施設がある場合】
	・ポーリング工事 ・取水管工事 ・ポンプ設置工事	・貯水タンク設置工事 ・電気導線工事
	・既設ポンプの設置替え工事	
	補助金額：3/10以内。 ただし30万円を上限とする。	補助金額：1/2以内。 ただし15万円を上限とする。
	※補助対象工事に要する経費が10万円に満たない場合は、補助金の交付は行いません。	
受付開始日時	4月3日(月)から ※補助金の総額が、予算に達した時点で受付終了となります。	

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

令和5年度 浄化槽設置補助金のお知らせ

浄化槽を設置する費用の一部を助成する制度です。なお、「環境の町」宣言に伴い、本年度も補助金額を増額して交付します。

補助対象地域	農業集落排水事業実施地域(八ツ並・吉岡、土佐井)を除く町内全域
補助対象者	居住の目的で建てた専用住宅に浄化槽を設置する方
補助金額	5人槽:600,000円 7人槽:840,000円 10人槽:1,200,000円 ・設置する浄化槽の人槽は建物の延べ床面積で決められています。 130㎡以下・・・5人槽 130㎡超・・・7人槽 ただし、二世帯住宅については10人槽となります。
受付開始日時	4月3日(月)～令和6年1月31日(水)※受付期間に間に合わない場合は、事前にご相談ください。補助予定基数は40基となっていますので、浄化槽の設置を検討している方はお早めに申し込みをしてください。

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

障がい者自動車運転免許取得費助成 身体障がい者自動車改造費助成 について

障がい者の就労など社会参加活動への推進を図ることを目的として、次の事業を実施しています。詳細については、下記までお問い合わせください。

◎障がい者自動車運転免許取得費助成

■対象者

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、普通自動車運転免許取得により社会参加が見込まれる方

■助成額

免許の取得に要した費用の3分の2
(上限額:10万円)

◎身体障がい者自動車改造費助成

■対象者

身体障がい者手帳をお持ちで、就労などのため、本人または同居の親族が所有し、本人が運転する自動車の操向装置などの一部の改造を行う必要がある方
※所得制限があります。

■助成額

改造に直接要した費用(上限額:10万円)

重度心身障がい者など タクシー利用券の申請について

4月3日(月)から受付を開始します。

■対象者

申請時において町内に住居及び住所があり、次のいずれかに該当する方(施設入所者は除く)

- ①身体障がい者手帳の交付を受けており、程度が1級または2級
- ②療育手帳の交付を受けており、程度がA
- ③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、程度が1級または2級
- ④特定疾患医療受給者証の交付を受けている
- ⑤上毛町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の規定により定める寝たきり老人等

■事業内容

タクシー初乗料金相当額を助成するための利用券を交付します。

■交付枚数

一カ月あたり2枚(人工透析治療を受けているじん臓機能障害1級の方は4枚)
申請月から年度末までの利用券を一括で交付します。

■申請書類

- ①印鑑
- ②対象者であることが分かるもの(身体障がい者手帳など)

●問い合わせ先

長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線166)

上毛町ブロック塀等撤去費補助金 のお知らせ

地震による倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

■対象となる工事

- ①避難路などの道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀など
- ②診断の結果、町が危険と判断したもの

■助成金額

撤去工事費の3分の2(上限額:16万円)
※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。
※撤去後、ブロック塀を再築する場合は建築基準法、その他関係法令の遵守が必要です。

上毛町老朽危険家屋等除却 促進事業補助金のお知らせ

老朽化して危険度の高い空き家などの除却費用の一部を助成します。

■対象となる工事

- ①周辺の住環境などを悪化させ放置されているもの
- ②木造若しくは軽量鉄骨造の建築物
- ③老朽度の判定の結果、基準を満たしたもの
- ④補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

■助成金額

撤去工事費の2分の1(上限額:50万円)
※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

共同墓地整備事業費補助金 のお知らせ

共同墓地の適正な維持管理を図るため、墓地内の通路や法面等の整備又は補修工事を実施する自治組織(自治組合、町内会等)を単位とする地域に対し、事業費の一部を補助します。

ただし、事前に現場を確認しますので、事業の着工前に住民課へご連絡ください。

■対象となる墓地

世帯の異なる墓が2基以上連坦しているもので、地域で管理運営を行っている地区自治会長が認めるもの

■補助対象事業

- ①墓地内の通路や法面などの整備または補修事業
- ②その他墓地内の環境保全に関する事業

■補助金額

事業費の2分の1(上限額:30万円)
※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)